

ロシア連邦

国の概要 (外務省 HP より)	面積 17,100,000 km ²			
	人口 1 億 4,680 万人 (2017 年 1 月)			
	首都 モスクワ			
教育行政組織				
<table border="1"> <tr> <td>国</td> <td>連邦教育省, 連邦科学・高等教育省, 連邦文化省, 連邦スポーツ省</td> </tr> <tr> <td>地方</td> <td>連邦構成主体 85 (クリミア共和国とセヴァストポリ特別市を含む。) 地方自治体 2345 (2019 年 1 月)</td> </tr> </table>	国	連邦教育省, 連邦科学・高等教育省, 連邦文化省, 連邦スポーツ省	地方	連邦構成主体 85 (クリミア共和国とセヴァストポリ特別市を含む。) 地方自治体 2345 (2019 年 1 月)
国	連邦教育省, 連邦科学・高等教育省, 連邦文化省, 連邦スポーツ省			
地方	連邦構成主体 85 (クリミア共和国とセヴァストポリ特別市を含む。) 地方自治体 2345 (2019 年 1 月)			
教育課程基準	連邦国家教育スタンダード			
教科書制度				
教科書の定義	特に法律で定義されたものはない。			
発行主体	民間 (出版社)。38 社あるが, 大手出版社は 2~3 社である。最大手はソ連時代に国営であった教科書出版社である。			
国定, 検定, 認定などの制度	検定制。検定で合格し推薦された教科用図書は「連邦教科書一覧」に掲載される。			
採択・選定などの制度	学校が, 「連邦教科書一覧」から選定・採択する。			
使用義務の有無	有。(「教員の学問の権利と自由」(連邦教育法第 47 条第 3 項)の規定有り)			
有償・無償	無償 (2012 年連邦教育法 35 条)。但し, 完全実施に至っていない地域もある。			
給与・貸与	貸与			
教科書の特徴	子どもの健康を考慮し教科書の重量が規制されている。1 冊の重量は第 1-4 学年は 300 グラム, 第 5-6 学年は 400 グラム, 第 7-9 学年では 500 グラム, 第 10-11 学年では 600 グラムを超えてはならない (連邦消費者権利保護管理庁制定, 2017 年)。			
デジタル教科書の状況	2015 年 1 月 1 日から「連邦教科書一覧」に登録されるすべての教科書には, 付属のデジタル版が作成されている。			